

6 宗監第3号
令和6年4月25日

宗像市長 伊豆 美沙子 様
宗像市議会議長 神谷 建一 様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 伊達 正信

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告する。

令 和 5 年 度

財政援助団体等監査報告書

【 東郷地区コミュニティ運営協議会 】

宗像市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の対象団体及び所管部署

対象団体	所管部署
東郷地区コミュニティ運営協議会	市民協働部コミュニティ協働推進課

2 監査の範囲

- (1) 対象年度 令和4年度
- (2) 対象内容 公の施設の管理及びまちづくり交付金に係る出納その他の事務の執行
- (3) 指定管理料及び交付金額

対象内容	金額
コミュニティ・センター東郷会館の 指定管理料	10,718,858円
まちづくり交付金	14,373,000円

3 監査の着眼点

【所管部局関係】

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 財政援助団体監査

- ア 補助金及びその他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【団体関係】

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用し、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(2) 財政援助団体監査

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の保存は適切か。
- オ 補助金等に係る会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 会則、規則、規程等は整備されているか。

4 監査の実施

(1) 令和5年10月24日

市長及び団体へ監査を実施する旨の通知及び監査項目に対応する書類の提出を依頼

(2) 令和5年11月6日～令和6年3月6日

提出された書類の審査

(3) 令和5年11月14日

所管部署の意見聴取

(4) 令和6年3月7日

団体の実地監査

第2 監査の結果等

1 東郷地区コミュニティ運営協議会の概要

【団体の概要】

所在 地	宗像市田熊6丁目7-25
設立 年	平成15年
代表 者	会長 西山 隆

【設立の沿革】

平成14年、コミュニティ準備委員会を立上げ、平成15年にはコミュニティ運営協議会が発足。平成20年には「第1次まちづくり計画」を策定し、地域活動を積極的に推進している。

【設立目的】

東郷地区コミュニティ運営協議会は、東郷地区をコミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティ・センター東郷会館を中心として、東郷地区住民の総意に基づき連携協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図るとともに、市と行政サービスの協働を行い、地域住民へ提供を行うことで地域分権を推進すること。

【事業内容】

- (1) みんなでつくる心ゆたかなまちづくり
- (2) 青少年の健全育成活動の推進
- (3) たのしみながら健康づくり
- (4) 歴史と文化を大切にした活動
- (5) スポーツ・文化事業の推進と地域間交流の活性化
- (6) 地域情報発信の拡充
- (7) 自主防災推進事業（災害に強いまちづくり）

【公の施設の管理内容】

(1) コミュニティ・センター東郷会館

- ・指定期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日
- ・管理料 4年間で42,308,000円を上限
令和4年度 10,718,858円

【 補助金の概要 】

- ・事 業 名 宗像市まちづくり交付金事業
- ・目 的 市民が主役のまちづくり、地区の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するとともに、市政の円滑な運営を図ることを目的とする。
- ・対 象 内 容 地区の市民の福祉の増進及びまちづくりの推進並びに市政の円滑な運営に寄与するコミュニティ活動（①子育て支援 ②青少年育成 ③健康づくり ④高齢者の生きがいづくり ⑤環境の美化及び整備 ⑥ごみの減量及びリサイクル推進 ⑦防犯及び防災 ⑧生涯学習）
- ・交付開始年度 平成17年度
- ・交 付 実 績 令和2年度 14,358,000円
令和3年度 14,022,000円
令和4年度 14,373,000円

2 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、東郷地区コミュニティ運営協議会の指定管理及びまちづくり交付金に関する事務事業の執行は、特に指摘する事項はなく、概ね適正に行われていると認める。